全ク連２５発第１６１号
平成２５年１１月７日

会員組合理事長　殿

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
会　　長　　小　池　　広　昭
（　公　印　省　略　）

クリーニング工場における洗浄剤の混合危険について（消防庁より情報提供）

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、全ク連事業にご理解並びにご厚配を賜り、誠にありがとうございます。

この度、消防庁より「クリーニング工場における洗浄剤の混合危険について」の情報提供とともに、漂白剤や洗浄剤等の薬剤の保管方法に対する注意喚起がありました**（別添資料参照／消防庁提供）**。
これは先般、クリーニング工場で漂白剤（非危険物）に油落とし用洗浄剤（第４類危険物）がこぼれて接触したことによる火災（ボヤ）発生の事例があったことから、火災発生地域を管轄する消防機関が消防庁に情報を提供し、それを受けた消防庁が同様の火災を防止する目的で通知したものです。
火災の詳細や原因、および防止対策は資料の通りとなっておりますが、今回の漂白剤に限らずクリーニングで一般に使用される漂白剤には強い酸化力を有するものが入っており火災や爆発に発展する恐れがあることから、「①油脂・洗剤・溶剤等と離して保管すること（接触させないこと）」、「②延焼を防ぐため周囲に可燃物を置かないこと」など、保管には注意を払う必要があります。
つきましては、所属組合員に適宜情報提供を行っていただくとともに、薬剤や溶剤の保管方法の徹底について今一度注意を呼び掛けていただきますようお願い申し上げます。
なお製品に配合されている成分の確認につきましては、製品を使用する事業者ご自身で取扱説明書やＭＳＤＳ（化学物質安全性データシート）を確認するか、製造メーカーや販売店などに問い合わせるようご指導いただくことをお願い申し上げます。

敬具